

## 姫路市入札監視会議 議事概要（平成21年度第1回）

1 日 時 平成21年8月28日（金） 午前10時～午前11時30分

2 場 所 姫路市役所 本館10階 第4会議室

### 3 出席者

（委員） 清原委員長 久保委員 原委員 柳内委員

（姫路市） 井神財政局長 高寄財政局次長 岡田契約課長 他契約課3人

### 4 概 要

#### 1. 建設工事発注状況等の説明

平成20年12月1日から平成21年6月30日までの間の入札及び契約手続の運用状況、並びに制度上の改正点等について、事務局より報告された。

#### 2. 審議対象工事の抽出結果の報告

審議対象工事の抽出を行う委員に指定された柳内委員より、抽出結果が報告され、以下のとおり、抽出結果となった。

抽出結果 入札方式別に無作為抽出を行った

制限付一般競争入札（価格競争）について、全61件中2件を抽出

指名競争入札について、全199件中4件を抽出

（うち土木工事より2件、建築工事より1件、その他工事より2件）

#### 3. 抽出工事の説明及び審議

抽出された制限付一般競争入札2件及び指名競争入札4件の各工事について審議を行った。

##### (1) 制限付一般競争入札（価格競争）

姫路市立家島小学校校舎改築（機械）工事

##### 【主な質問・意見】

委員：入札価格に幅があり、結果として予定価格より随分低い金額での落札となっているが。

事務局：昨年と比べて制限付一般競争入札においては最低制限価格付近の金額での入札が増えているのは事実である。民間工事が減っていることで公共工事の競争性が高まっている傾向が現れているが、一方で本案件については工事場所が家島ということで、落札への意欲とともに、運搬などの経費の積算に差が出た可能性があり、入札額に幅がでたのではないかとと思われる。

- 委員：予定価格の公表や郵便での入札は行ったのか。また書面でのやりとりは入札前にあるのか。
- 事務局：制限付一般競争入札の場合、予定価格は事前に公表している。また、制限付一般入札は兵庫県の共同運営システムでの電子入札のみとしており、郵便での入札は行っておらず、事前の書面やりとりはない。本案件は4月から導入した事後審査型で実施しており、開札後に落札者となるべき者だけに対して、資格の審査を行っている。
- 委員：今までに入札後、資格審査で落札できなかった業者はあるのか。
- 事務局：この案件は資格有とされ落札となったが、4月以降で数件、落札者にならない事案はあった。

#### 市川美化センター送風設備他整備工事

##### 【主な質問・意見】

- 委員：1業者だけが入札参加で、今回一般競争入札にしたのはなぜか。随意契約の案件ではなかったのか。
- 事務局：清掃施設工事整備の履行そのものは、部品等の調達ができれば技術的には可能であり、一般競争入札とした。結果的に、本体機械の元施工の業者のみの応札となった。当美化センターについては年に数回程度、整備工事があるが、本体機械の元施工の業者でしか施工できない場合は随意契約としている。
- 委員：このような案件では独禁法の問題が出やすく、同じ系列の関連会社等が重視されて、価格が上がりやすい。
- 事務局：清掃関連施設の工事は特殊な施設であるため、技術的に他社の参入がなかなか難しい側面がある。また、建設後については、整備工事とするのかメンテナンスにするのかといった観点の検討も必要となってくる。そのため、姫路市では新しい契約の形も模索している。現在工事を進めている別の美化センターでは工事と後の管理運営を一体の契約とすることにしている。
- 委員：一体契約にすると今度はその市場に本体機械メーカーとその関連会社しか参加できない、他を排除してしまうような問題が生じてしまう。公共工事としては割高にはなってしまうが、工事と後のメンテナンスは分離したほうがよいと思う。市場が閉鎖的になるのは好ましくない。
- 事務局：試行錯誤の中でいろいろな形を試しているということをご理解いただきたい。
- 委員：今回の件については、市として業者を制限せず、オープンにしているという姿勢を示せてよかったのではないかと思う。

## (2) 指名競争入札

### 飾磨194号線道路及び同線(その1)下水道整備工事

#### 【主な質問・意見】

- 委員：1回目の入札で全者が予定価格以上だったとき、2回目の入札実施の前

に予定価格は公表するのか。

事務局：その段階では公表しない。1 回目の入札の結果を考慮し、1 回目の一番低い金額がまだ予定価格に達していないのだから、各々がそれを下回る金額で応札してくることになる。

委員：工事を(その1)(その2)(その3)などで区分けする場合は、大規模に一括に行う工事との考え方の違いはあるのか。また、続きの工事があるなら、同じ業者がやったほうがコスト的には安く上がるのではないか。

事務局：考え方自体に違いは特にはない。工事の設計については設計担当課が行うので、その時々事情によって区分けすることはある。例えば道路なら買収が終わった部分の工事を行うとか、予算の限りで工事を行うなどの事情で、どういう形で工事を発注していくのかを決めていく。恣意的に分けているわけではない。予算や工期的な問題を含めて様々な問題があり、工事を一括にするか分離するかは案件ごとに判断している状態である。

委員：この工事の続きが実施されているのなら、(その2)(その3)の結果も見てみたい。参加業者の中で落札が順番になっているのではという懸念がある。

事務局：公共工事には、地元業者を育成する側面も否定できない。大規模工事ばかりだと、中小が多い地元業者は下請け仕事しかできない状況に陥ってしまうため、業者の規模、数などを考慮し、工事を発注する。また今は景気が悪いため、受注機会確保の意義もある。

委員：それに関連して、3次や4次の下請けといったものは市として、制限するわけにはいかないのか。また所謂「丸投げ」といった話も聞いたことがあるが、どうか。

事務局：業種によっては単独で発注できない専門化されているものもあり、例えば建築工事でガラスや建具といった業者に単独で発注はできない。また下請け契約については民間同士の契約であるため、制限できない。所謂「丸投げ」についてだが、当然全てを下請けに出している場合は、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の違反で監督行政庁の処分の対象となる。

委員：専任の技術者の勤務条件などはつけているのか。

事務局：技術者の配置については、制限付一般競争の場合は3ヶ月以上前から自社社員として勤務している技術者を設置することができることという参加条件を設定しており、健康保険証などで確認することとしている。また、2500万円以上の工事であれば専任の技術者を設置するように建設業法に規定されているため、他の工事と重複していないかの確認は行う。

委員：工事の途中で所謂「丸投げ」が発覚した場合は、その工事は最後まで行うのか。その際は当然指名停止措置となるだろうが。

事務局：処分の内容にもよるが、通常、指名停止措置に限れば、契約後であれば、工事の履行については完了まで施工していただく。

#### 家島36号線道路補修工事

##### 【主な質問・意見】

特になし。

#### 姫路市立別所小学校校舎増築（その2）工事

##### 【主な質問・意見】

委員：地理的条件をつけるのは、どこの地方公共団体でもやっているのか。

事務局：市域の広さも関係するが、地域性の考慮は、概ねどこの地方公共団体でも行っているようである。姫路市だけが特別ではないと思われる。地元業者育成も公共団体の役割であるとの考え方もある。また地元の状況に精通しているほうが、工事がスムーズに行われるという側面も多少ある。

#### 広畑第一ポンプ場滞留水排水ポンプ設備整備工事

##### 【主な質問・意見】

委員：格付けランクの業者はそれぞれのランクでどのくらいあるのか。

事務局：機械器具設置工事の登録業者数は、元々土木や建築の業種に比べて少なく、ランクはA、B、Cの3つである。市内業者数はさらに少ない。

委員：技術的にそれほど難しいものだと思えないのだが、Cランクをはずす理由は。

事務局：経営事項審査の結果による総合評定値の点数によってランク分けを行い、また同時に発注基準を金額とランクで定めている。工事の中で300万円未満の金額の小さい工事なら、Aランクの業者を選定することができない。またこの業種はプラント系の工事も多くあり、そうなるとかなり金額が大きくなるとともに、技術的な難易度も高くなり、Aランクといえども、市内業者では実績条件等も含め、参加できないケースもある。そのため、この案件のように、ある程度以上の金額となると市内業者のAランクを中心に選定を行うこととなる。選定時には3ランクにまたがることはできず、Aを中心に選定するとAランク単独、もしくは連続する2つのランクからとなるため、Cランクは選定対象とならない。

委員：地理的条件はないのか。

事務局：今回の案件は地域性というよりはむしろ、ランクと、類似工事であるポンプ工事の施工実績を重視している。Cランクはかなり小さな業者もあるため、機械器具の中でもポンプ工事の実績のある業者自体が少ない。

委員：案件に見合わない小さな業者の排除と、地元業者育成という面は両立しにくいように思うが。

事務局：工事の種類によって案件ごとに判断している。工事が年間を通してこれ一つということではないので、全体を通して、できるだけ入札の機会が確保できるよう配慮している。

#### 4. 指名停止等の措置状況

平成20年12月1日から平成21年6月30日までに指名停止措置を行った、

延 28 者について、事務局より報告

【主な質問・意見】

委員：予定価格が公表されているにも関わらず、それを超えての入札を行い、指名停止となっている事案があるが、ということなのか。

事務局：この事案はJV案件で、市外業者が代表で、残る2者が市内業者。その中で公表されている予定価格を超えた入札であったため、JVに加えて、3者とも指名停止措置となっている。経緯についてははっきりしないが、通常ならありえない話であり、だからこそ指名停止措置の対象となっている。

5. 低入札価格調査

平成20年12月1日から平成21年6月30日までに行った低入札価格調査10件及び同期間に工事完了した案件2件について事務局より報告

【主な質問・意見】

委員：工事完了した案件のうち、58.96%の落札率があるが、工事は設計どおり施工できたのか。

事務局：この案件は平成19年度低入札価格調査の対象案件で、工事担当課及び検査室で検査を行い、成績は「良」という結果で完了している。なお、低入札価格調査については、平成20年度からは失格基準を設けており、かなり低い金額については無条件に失格となるよう、制度の改正を行っている。

委員：設計どおりできていた際、合格の点数の違いはどのように出るのか。

事務局：出来ばえのほか、施工体制や工程管理、安全管理など施工中の部分も含めるので、差異は多少出る。

委員：58.96%の落札率で合格の点数がついたとなると、失格基準の定め方を検討しなければならないのではないか。

事務局：景気の悪化に伴い、過当競争の傾向が出ている状況においては、ダンピングによる下請け業者へのしわ寄せ防止などを考慮し、失格基準を設定することとしている。

また、工事成績が不良となると、指名停止措置の対象とする場合がある。

6. 苦情処理要綱に基づく苦情処理

・再苦情処理案件について、事務局より報告

[再苦情処理案件なし]

5 その他

・入札監視会議のインターネットでの公開について

委員：議論の公開で、今までに何か反論や意見はあるか。

事務局：今のところない。

- ・制限付一般競争入札の落札率下落について

委員：平成 18 年と比べて、指名競争入札はあまり変わっていないにも関わらず、制限付一般競争入札の落札率が 10% 以上下がったようだが、その背景は何か。

事務局：景気の問題が挙げられる。民間工事が減っていて、その分公共工事の競争が厳しくなっている面が見られ、特に土木や建築の業種では最低制限価格未満の入札が増えている。

- ・次回会議の審議対象工事の抽出を行う委員の指定について

久保委員が指定された。

- ・次回の定例会議の開催について

次回の定例会議は、平成 22 年 1 月開催を目途に日程を調整する。